

令和5年度第7回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和5年10月3日（火）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第42号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第43号 農地の転用の許可の申請について

議案第44号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第46号 非農地通知交付申請について

議案第47号 農用地利用集積計画について

議案第48号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第49号 農用地利用計画変更について

議案第50号 岡崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

(2) 報告

報告第27号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第28号 農地の改良のための届出の受理について

報告第29号 農地の転用のための届出の受理について

報告第30号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第31号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則

32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春

36番 鈴木 安光、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員) 12 番 保田 眞吉、13 番 加藤 健一
(農地利用最適化推進委員) 37 番 舩 憲明

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事
- (2) 農務課 農政係主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、12 番の保田 眞吉委員、13 番の加藤 健一委員、37 番の舩 憲明委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 5 番の竹田 圭一委員と 6 番の浅岡 治徳委員にお願いいたします。それでは議事にしがいて、議案第 42 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

木俣 委員：申請番号 26 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 25 日。本案件は、譲渡人が体力の衰えにより耕作できないことから、譲受人の自作地の通作経路沿いで耕作に便利な申請地を譲り受け、経営規模を拡大したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 27 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 26 日。本案件は、10 年前より譲渡人から作業委託を受けて耕作を行ってきたが、下限面積が撤廃されたことにより、この度申請地を取得して農業に励んでいきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 28 番 調査員の加藤 健一委員が本日欠席のため、14 番内藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 5 年 9 月 26 日となっております。

ります。本案件は、現在歯科医師として勤務しており、診療の合間に農業を行っているが、引退に伴い申請地を譲り受けて経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっています。

片岡 委員：申請番号 29 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 30 日。本案件は、譲渡人から相続で土地を取得したが、耕作経験がないため譲渡したいとの話を受け、申請地を取得して経営規模を拡大したいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（立）委員：申請番号 30 番 調査年月日について、令和 5 年 8 月 9 日に面談を行っております。本案件は、数年前より譲渡人から作業委託を受けて耕作を行ってきたが、下限面積の撤廃により申請地を取得して農業に励んでいきたいというものです。当事者において合意はできており、調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

山内 委員：申請番号 29 番について、譲受人が 3 名の共有になるということですが、3 名とも農業経営者なのでしょうか。

事務局：3 人は同じ世帯員であり、一緒に耕作を行っていくとのことでした。

会長：ありがとうございました。その他、御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 43 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

神谷 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 5 年 7 月 26 日及び 9 月 28 日。また、9 月 14 日に申請者と現地立会を行いました。本案件は、7 月末の総会において農地法 3 条の申請があり、審議を行った案件であります。今回の申請は、農地を取得したが、隣接道路と高低差があり耕作に不便なため、道路高まで嵩上げし、一団の畑作用地として利用したいというものです。申請者は、大規模に農業経営を行っている法人であり、調査事項に問題となる点はありませんが、申請地が 6 月の豪雨で被害をもたらした河川の流域にあることから、排水には十分注意していただくようお願いしたところであります。調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 10 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超える案件のため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち許可するものといたします。次に議案第 44 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 8 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

石川 委員：申請番号 49 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 22 日。本案件は、現在本家にて祖母、父母、妻の 4 人で暮らしているが、本家を兄が承継することに伴い、兄とその家族が本家に転居してくることとなり、手狭であるため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 50 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 25 日。本案件は、病院を開業して以来、福利厚生としてテニスクラブの会員となり、従業員が利用していたが、コロナ等の影響により当該施設が利用できなくなったため、申請地にテニスコートを新設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田（智）委員：申請番号 51 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 23 日。本案件は、現在妻と子どもの 3 人で賃貸アパートにて生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 52 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 27 日。本案件は、現在自動車整備、販売、レンタカー事業を営んでいるが、事業規模拡大に伴い、追加車両の駐車スペースが不足しているため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 24 日。本案件は、近接地で商業施設の開業を予定しており、当初の計画では、土地区画整理事業内に従業員用駐車場を確保していたが、事業計画の協議等により駐車場用地の一部が減歩となり、従業員用駐車台数が確保できなくなったため、従業員用駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享）委員：申請番号 54 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 27 日。本案件は、現在夫婦で賃貸住宅にて生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤（良）委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 23 日。本案件は、現在息子と 2 人で賃貸住宅にて生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 56 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 23 日。本案件は、現在、卸販売事業を営んでいるが、事業所内の従業員用駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に議案第 45 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

酒井(美)委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 21 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、利用権による特定貸付を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 46 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(若)委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 28 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(泰)委員：申請番号 4 番 調査年月日は令和 5 年 9 月 22 日。現地で確認したところ、

当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第 47 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第 48 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第 49 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和5年9月22日。本案件は、現在賃貸アパートに家族で暮らしているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井（美）委員：申請番号2番 調査年月日は令和5年9月21日。本案件は、物流事業を営んでいるが、規模拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を駐車場として利用したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、変更するものといたします。次に、議案第50号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（岡崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功）委員：この指針を策定するのは農務課なのでしょうか。それとも農業委員会なのでしょうか。

事務局：農業委員会が策定するものになります。

酒井（功）委員：指針の内容について、ある程度根拠のある数値ではあると思いますが、今後はより高い数値目標を掲げてやっていただくことをお願いしたいです。また、高い目

標を設定するには農業委員会だけでは困難なので、関係機関と調整しながら行ってほしいと思います。時系列で見直しを行い、予算措置もしっかり考えていただき、指針で終わらないように施策を講じていただくようお願いします。

事務局：毎年活動目標を示していますので、そこで報告できるようにしたいと思います。

会長：ありがとうございました。その他、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2件
農地の改良のための届出の受理について	2件
農地の転用のための届出の受理について	12件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	30件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時20分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（5番）

岡崎市農業委員会委員（6番）